

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
平成 30 年（2018 年）5 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例（昭和 36 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 11 条第 1 号イ中「国民健康保険事業費納付金（」の次に「法附則第 22 条の規定により読み替えられた」を、「及び」の次に「高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに」を加え、同号カ中「後期高齢者支援金等及び」の次に「病床転換支援金等並びに」を加え、同条第 2 号イ中「法第 75 条」を「法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条」に改め、「後期高齢者支援金等及び」の次に「病床転換支援金等並びに」を加え、同号ウ中「費用（」の次に「法附則第 22 条の規定により読み替えられた」を加える。
- (2) 第 12 条第 1 項中「54 万円」を「58 万円」に改める。
- (3) 第 15 条の 2 第 1 号中「後期高齢者支援金等」の次に「及び病床転換支援金等」を加え、同条第 2 号ア中「法第 75 条」を「法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条」に改める。
- (4) 第 15 条の 2 の 5 第 2 号ア中「法第 75 条」を「法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条」に改める。
- (5) 第 19 条第 1 項中「54 万円」を「58 万円」に改め、同項第 2 号中「27 万円」を「27 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「49 万円」を「50 万円」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「54 万円」を「58 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の札幌市国民健康保険条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の

保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課額の限度額を引き上げるとともに、保険料の減額の対象となる納付義務者の範囲を拡大するほか、病床転換助成事業が延長されたことに伴う所要の規定整備を行うため、本案を提出する。